

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正  
する条例案要綱

1 改正の理由

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)の一部改正に伴い、普通課程および短期課程の職業訓練の基準について、必要な規定の整備を行うため、滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例(平成24年滋賀県条例第67号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公共職業訓練について、オンラインによる訓練を実施できるよう必要な規定の整備を行うこととします。(第5条および第6条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例新旧対照表

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>第1条～第4条 省略<br/>                     (普通課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第5条<br/>                     (1)・(2) 省略<br/>                     (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により<u>添削指導および面接指導</u>を行うものとする。</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>2 省略<br/>                     (短期課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第6条<br/>                     (1)・(2) 省略<br/>                     (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により<u>添削指導を行うほか、必要に応じ、面接指導</u>を行うものとする。</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p> | <p>第1条～第4条 省略<br/>                     (普通課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第5条<br/>                     (1)・(2) 省略<br/>                     (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導および面接指導</u>またはそのいずれかを行うものとする。</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>2 省略<br/>                     (短期課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第6条<br/>                     (1)・(2) 省略<br/>                     (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導および面接指導</u>またはそのいずれかを行うものとする。</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p> |